○大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(抄)◎大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

現		の措置によらないものとする。
〔新設〕 現		及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上
〔新設〕 現		及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減
〔新設〕 現		ては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費
〔新設〕 現		最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合におい
〔新設〕 現		ために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を
- 案 現	议]	第五十七条の二 大規模な災害からの復興のための施策を実施する 〔新記
正 案 現		(国の復興財源の確保の方針)
		正

(傍線部分は改正部分)